ＩＲ推進会議開催要綱（新旧対照表）

参考資料３

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （目的）  第1条　大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、大阪・夢洲地区にＩＲ（統合型リゾート）を誘致するにあたり、**大阪IRの推進に関して**幅広く**協議、**検討するため、ＩＲ推進会議（以下「会議」という。）を開催する。  （検討事項）  第2条　会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。  （１）**大阪ＩＲ基本構想の推進に関すること**  （２）ＩＲ立地に伴う懸念事項・課題対策に関すること  （３）国の制度設計への働きかけに関すること  （４）ＩＲに関する府民理解の促進に関すること  （５）その他、ＩＲ立地に関して必要と認められること | （目的）  第1条　大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、大阪・夢洲地区にＩＲ（統合型リゾート）を誘致するにあたり、構想の策定や課題対策等について幅広く検討するため、ＩＲ推進会議（以下「会議」という。）を開催する。  （検討事項）  第2条　会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。  （１）大阪ＩＲ構想に関すること  （２）ＩＲ立地に伴う懸念事項・課題対策に関すること  （３）国の制度設計への働きかけに関すること  （４）ＩＲに関する府民理解の促進に関すること  （５）その他、ＩＲ立地に関して必要と認められること |

　附　則

　この要綱は、令和元年１２月５日から施行する。